

執行機関の附属機関設置に関する条例

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総 数	構成
市長	宝塚市総合計画 審議会	総合計画の策定につ いての調査審議に関 する事務	25 人 以内	知識経験者又は市長が適 当と認める者 11 人以内 市内の公共的団体等の代表 者 10 人以内 公募による市民 4 人
//////	//////	//////	//////	//////

(委任)

第 2 条 附属機関の運営について必要な事項は、当該執行機関が定める。